はじめに

奄美大島生物多様性地域戦略(以下「本戦略」という。)は、生物多様性基本法に基づき、奄美大島の5市町村(奄美大島自然保護協議会)によって2015年(平成27年)3月に策定されました。複数の地方自治体が連携し、1つの広域的な生物多様性地域戦略を策定する取組は、奄美大島が全国で初めての事例として高く評価されています。

本戦略は、生物多様性基本法や生物多様性国家戦略の趣旨を踏まえ、生物多様性鹿児島県 戦略との連携を図るとともに、関係市町村の総合振興計画や奄美群島振興開発計画等の施行 における生物多様性保全と持続可能な利用に係るガイドラインとなるものです。さらに、地域 が主体となった人と自然が共生する社会づくり活動の指針となるものです。

本戦略は、奄美大島の生物多様性保全と持続可能な利用に関する長期的・総合的な計画です。奄美大島の生物多様性の質的向上を図ると同時に、その保全・利用を通して地域活性化を進めることを目指します。その際、「地域活性化は自然環境と歴史文化を基盤とした個性ある地域づくりによってもたらされる」、「これらの保全と地域活性化は両立する」という考え方に立って各般の施策を講じ、奄美大島が我が国における「真に人と自然が共生する社会のモデル地域」となることを目指します。

本戦略は、2015年度(平成27年度)から2024年度(令和6年度)までの10年間の計画であり、策定5年後に中間評価と必要な改訂を行うこととしています。そのため2019年度(令和元年度)に、有識者で構成する「奄美大島生物多様性地域戦略改訂に係る専門委員会」を設置し、各分野の専門的な意見等を踏まえつつ本戦略の中間評価と改訂を実施しました。

本戦略策定から5年の間に、奄美群島国立公園の指定や2020年(令和2年)の審査を目前に控えた「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」としての世界自然遺産推薦、県内企業や民間団体等による世界自然遺産推進共同体の発足、LCC就航による入込客数の増加等、奄美大島の生物多様性をめぐる様々な状況が変化しています。

この間に、奄美大島では本戦略に基づき、国や県との連携と役割分担の下、マングースやノネコ等の外来種防除、パトロール等の違法採集対策、野生動物の交通事故防止、ガイド認定制度導入等の適正利用、自然環境に配慮した公共事業の推進、世界的に貴重な自然環境の普及啓発及び情報発信等の取組を進め、一定の成果を上げてきました。

一方、奄美大島が世界自然遺産に登録された場合、現在も増加している入込客数がさらに 増加すると予想されます。これは、奄美大島の地域活性化にとってまたとない機会となりうる と同時に、地域の自然と社会に大きな影響を与える可能性があります。

このため、今回の本戦略改訂にあたっては、上述の各種取組を引き続き強化・推進するとともに、世界自然遺産登録後の入込客数増加による自然環境・生活環境の劣化の抑制、自然環境・歴史文化を体験・体感する機会の提供、経済効果の島内への広範な波及による地域活性化と自然環境保全に還元する仕組みづくり、そして、これらを地域住民が主体的に担うための人材育成を特に重視して、重点施策や行動計画を見直しました。